

(c) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと (d) 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと	
③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと	当該支払停止が解除された日
④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと	当該手続きが終了した日
⑤法令または契約にもとづく振込の受け入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）	当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
⑥定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等にかかる債権の行使が期待される事由が生じたこと	他の預金にかかる最終異動日等

3. (この取引にかかる預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いにかかるものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

- ①当金庫がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
- ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権が消滅したことに伴い、次の各預金科目の預金規定の条項により本契約の解約をした場合であっても存続します。

預 金 科 目		預 金 科 目		預 金 科 目	
当 座 預 金	第24条	普 通 預 金	第8条	貯 蓄 預 金	第9条
通 知 預 金	第5条	納 税 準 備 預 金	第9条	定 期 預 金	第4条
定期性総合口座取引	第11条	ハ イ パ ー 1	第8条	財形期日指定定期預金	第6条
財形住宅預金	第6条	財形年金預金	第6条	積立式期日指定定期預金	第7条
定 期 積 金	第9条				

以 上